

平成 30 年度

事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



平成30年度 松本市社会福祉協議会事業計画

《 目 標 》

『みんなでつくろう ともに生きる地域の心を』

* 社協をめぐる状況

人口減少社会を迎え少子高齢化が急速に進むとともに、メディアや情報化社会の発達に伴い個人の価値観が多様化する中で、地域における人と人とのつながりの希薄化が進み、家庭や地域で相互に助け合い、支え合う機能が失われてきています。

その結果、地域社会との接点がなく社会から孤立する一人暮らしの高齢者や、子育てや介護による不安やストレスを抱える人々が増加し、自殺や孤独死、暴力、虐待などの問題を増加させる要因となっています。

また、これまでの地域における福祉課題は、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などが中心となり、解決に取り組んできましたが、それだけでは対応が困難な複合的・複雑な福祉課題が山積しています。

一方国では、平成29年度に社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを責務とした公益性を確保するための制度改革を実施し、さらに地域包括ケアシステムの強化を図るため、平成30年4月1日施行される社会福祉法の改正内容では、地域共生社会の実現に向けた「住民に身近な圏域での我が事・丸ごと」を理念とする公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが、共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようとする取り組みを始めます。

このような状況を踏まえ、当会では住民が住んでいて良かったと思える地域づくりに向けて、既存の制度では対応が困難な複合的な課題等を把握し、受け止め、解決に取り組む、地域の力と公的支援が協働する体制づくりを目指します。

《 重点目標 》

1 地域福祉推進事業

本年度は、平成28年度に5ヶ年計画で策定した第3期地域福祉活動計画の中間年度を迎えることから、これまでの推進方法や財政的な支援などの検証や見直しを行うとともに、引き続き「福祉のまちづくり」を目指した住民の主体形成に向け、地域に寄り添った継続的な働きかけを行ってまいります。

また、誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けられることができる仕組みを構築するために必要な、「場づくり」や「関係づくり」を住民が主体になって進められるよう各地区の地域づくりセンターや包括支援センターと連携し支援を図ってまいります。

地区別地域福祉活動計画では、地域福祉活動推進助成を活用した福祉事業の「見える化」による地域福祉の推進状況の検証を行うとともに、未整備地区では、「地域の資源」と「福祉活動」を結びつけた「行動デザイン」による計画の策定につなげてまいります。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に係る様々な相談・調整・紹介に対応するとともに、福祉教育を通じた次世代の地域福祉の担い手、地域包括ケアシステム構築に向けた人づくりなど今後活躍が期待できるボランティアの育成に取り組みます。

生活困窮者への相談支援を行う「生活就労支援センターまいさぼ松本」では、地域に潜在する困窮問題の早期発見と相談支援の強化のため、新たに市民生活総合相談窓口出張相談会を実施してまいります。

また、2市5村が参加する「成年後見支援センターかけはし」では法人後見の受任や市民後見人の養成等を通じ権利擁護の更なる推進に努めるとともに、今後の当地域における成年後見制度の利用促進による権利擁護の仕組みのあり方を検討してまいります。

2 介護保険事業

平成30年度に行われる介護報酬改定では「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」「多様な人材確保と生産性の向上」「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」の4つの基本的な考えに基づき、各サービスの報酬、基準の見直しが行われますが、これによる当会介護保険事業全体での報酬影響は、少ないものと見込まれます。質の高いサービス提供と安定した経営を目指し、職員一人ひとりが工夫し収益改善に取り組んでまいります。

また、平成30年度より、従来から指定管理者として運営しているデイサービスセンター7か所全てが5年に渡る再指定を受けたことに伴い、前期踏襲にとらわれず、事業評価を適切に行い、引き続き地域に愛される管理運営に努めてまいります。

3 障がい者支援事業

障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活の総合的な支援を行い、障がい者福祉の向上を図るとともに各種の施設では安定経営に努めてまいります。

就労継続支援 B 型の 5 事業所では、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対しての就労及び生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他基本的な生活習慣を習得するための支援を行います。障がい者自らノーマライゼーションを実践するとともに、各種作業の工賃アップ、自立への道筋の構築を目指してまいります。

また、障がいのある方が、共同生活を行うグループホームの運営では、地域の中で家庭的な雰囲気の中で快適な生活を送れるよう利用者の想いに添った運営に努めてまいります。

《 各課の主要取組及び事業概要 》

総務課

○ 法人運営事業

1 主要取組

(1) 事業運営の透明性の向上

社会福祉法人は高い公益性と非営利性から、その運営状況について市民に対する説明責任を十分に果たす必要があります。そのため、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）や現況報告書及び役員、評議員報酬の公表を行ってまいります。

また、一定規模の社会福祉法人に課せられた会計監査人導入について準備を進め、さらなるガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上に取り組みます。

(2) 持続可能な財政運営

補助金・委託金の確保や、介護保険事業等においては収支の状況を把握しながら、予算の効率的・効果的な執行に努めます。

また、29 年度決算に基づき社会福祉充実残額（福祉サービスへの再投下可能な財産額）を明確にし、「社会福祉充実計画」を策定して地域公益事業を実施します。

さらに、中長期的な視野に立って、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

(3) 将来を見据えた職員体制の構築

限られた人員で、より効率的・効果的な運営ができるように組織、要員の見直しを行い、必要な定員の確保や職員の適正配置に努めるとともに、法人全体で職員の職務能力の向上と所属長のマネジメント力の強化を図ります。

また、ストレスチェックの実施などメンタルヘルス対策の充実を図り、働きやすい職場環境づくりを進めます。

さらに、将来的な事業の見通しや職員の年齢構成のバランス等にも配慮して、事業の継続に影響が出ないように、将来を見据えた採用計画や職員体制の構築に取り組みます。

2 事業概要

(1) 効率的な組織運営

- ア 理事会・評議員会の開催
- イ 事務局会議の開催（毎月）
- ウ 安全衛生管理活動の推進
- エ 職員提案制度の実施
- オ 社協活動への理解促進
- カ 役員報酬基準の策定と公表

新 キ 会計監査人導入の準備

(2) 法令遵守の推進

- ア 情報公開に関する事務
- イ 個人情報保護に関する事務
- ウ 苦情解決に関する事務
- エ 公益通報に関する事務
- オ 危機管理に関する事務
- カ 情報管理に関する事務
- キ 諸規程の整備

(3) 持続可能な財政運営

- ア 予算・決算・監査に関する事務
- イ 財務諸表等の公表（広報紙・ホームページ等）
- ウ 財政分析の実施
- エ 人件費赤字分の削減
- オ 補助金・委託金の安定確保
- カ 積立金の運用管理
- キ 「社会福祉充実残額」の明確化と活用

(4) 総合的な人事管理

- ア 多様な人材の登用
- イ マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の対応
- ウ メンタルヘルス対策の充実
- エ 所属長ヒアリングの実施
- 拡** オ 職員研修の実施
- カ 障がい者雇用の推進
- キ 人事・給与システムの運用

新 ク キャリアアップ支援制度の創設

○ 児童センター運営事業

1 主要取組

(1) 放課後児童クラブの充実

共働き家庭やひとり親家庭が増加しているなかで、児童センターなどで実施している放課後児童クラブは、子どもたちが放課後や学校の長期休業中に安全・安心して過ごせる居場所として利用が増え、大規模化している施設が増えています。

また、発達障害などで集団での遊びが苦手な子や、家庭環境などにより様々な配慮や支援が必要な子どもも増えています。こうしたことから、子どもたちが安心・安全に過ごすことができるように最大限の配慮をしながら、必要に応じて児童相談所など関係機関等との連携を図りながら早期の対応に努めます。

さらに、遊びを通じた仲間関係の中で自主的な活動を援助し、社会性や豊かな人間性が育まれるように努めます。

(2) 子育て支援活動の積極的な実施

少子化や地域のつながりが希薄化する中で、身近な地域の子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子が気軽に集い交流や情報交換ができる場を提供するとともに、育児相談の実施や各種講座の開催など子育て支援に取り組みます。

(3) 地域との連携による児童館運営

地区の町会役員や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力のもと、地域福祉課と連携して実施する福祉・ボランティア体験事業等を通して地域に根づいた児童の健全育成を推進します。

2 事業概要

(1) 児童センター（18館）・放課後児童クラブ（2館）の運営

- ア 運営委員会の開催（年2回）
- イ 館長会の開催（毎月）
- ウ 職員研修の実施（新任館長、新任職員、館長・厚生員合同研修会 他）
- エ 保護者との懇談及びアンケートの実施（市・社協）
- オ サービス規律の徹底と適正な事務処理

(2) 児童館・放課後児童クラブ事業の実施

- ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施（18カ所）
- イ つどいの広場事業の実施（15カ所）
- 新 ウ 休日つどいの広場事業の実施（芳川児童センターつどいの広場）
- エ 青少年の居場所事業の推進（あがた児童センター）
- オ 地域との連携事業
- カ 自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）の実施
- キ 地域を対象とした活動（児童館まつりなど）
- ク ボランティア活動の推進

地域福祉課

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) 第3期地域福祉活動計画（地区別地域福祉活動計画）の推進

ア 第3期地域福祉活動計画は、本年中間年度を迎え、これまでの推進方法や財政的な支援などの検証や見直しを行うとともに、引き続き地域に寄り添い住民への継続的な働きかけを行い一層の推進を図ります。

イ 地区別地域福祉活動計画では、各地区で地域福祉活動推進助成を受けて取り組んでいる福祉事業を「見える化」することにより地域福祉の推進状況を検証し、第3期地域福祉活動計画に示された「行動デザイン手法」を活用した地区別地域福祉活動計画の策定につなげます。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けられることができる仕組みを構築するために必要な、「場づくり」や「関係づくり」を住民が主体になって進められるよう地域づくりセンターや包括支援センターと連携し支援を図ります。

(3) 住民の支え合いによる地域福祉の推進

各町会が行う「ふれあい・いきいきサロン」等地域の基盤となる活動の推進に向けて、交流の場づくりに取り組むとともに、サロン活動を通して見守りなどの関係づくりを図ります。

(4) 地区社協及び分会社協・町会福祉部活動の推進・支援

ア 支会及び分会（町会）活動への助成を継続的に行うとともに、課題等の把握を行い支会・分会活動を支援します。

イ 地区社協が行う地域福祉事業に要する経費に対して助成を行い財政的な面からの支援を図ります。

(5) 福祉啓発活動

地域の福祉力向上のための啓発活動を行います。

(6) 有償ホームヘルプサービス事業の推進

全市を対象とした事業運営を図るとともに、地域との連携をより一層強め、地域での支え合いの仕組みづくりの支援を図ります。

2 事業概要

〔拡〕(1) 第3期地域福祉活動計画（地区別地域福祉活動計画）の推進

ア 地域福祉活動推進助成を受けて取り組んでいる地域福祉事業を「見える化」し地域福祉の推進状況を住民に示し説明を行うことで、地区での計画策定の機運の熟成を図り計画策定を支援。

イ 第3期地域福祉活動計画に示された地域福祉推進の「行動デザイン」を活用した地区別地域福祉活動計画の策定支援

- ウ 地区担当職員の専門性の向上を図るための研修会への参加や勉強会の実施
- (2) 住民の支え合いによる地域福祉の推進
 - ア 地区社協及び分会社協・町会福祉部活動の推進・支援
 - イ 地区社協活動への助成
 - ウ 地域福祉活動推進助成事業の実施
 - (ア) メニュー方式による事業への助成
 - (イ) 町会単位で行う「ふれあい・いきいきサロン」への助成
 - エ 敬老の日行事への助成
 - オ ふれあい会食会事業への助成
 - カ 地域福祉コーディネーター配置事業
 - キ 町会児童遊園地整備への助成
- (3) 福祉啓発活動
 - ア 市社会福祉大会の開催（7月19日、キッセイ文化ホール）
 - イ 社協まつもとの発行（年4回・フルカラー4ページ）
 - ウ 社協ホームページによる情報発信
 - エ 県社会福祉大会への参加（9月12日、塩尻市レザンホール）
- (4) 車椅子等貸出事業の実施
- (5) 福祉自動車貸出事業の実施
- (6) 有償ホームヘルプサービス事業
 - ア 市民参加による、在宅福祉サービスの提供
 - イ 協力会員の増員を図るため研修会の開催
- (7) 福祉団体の活動支援
 - ア 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進
 - イ 日赤長野県支部松本市地区事業の推進及び松本市赤十字奉仕団の育成
 - ウ 松本市民生委員・児童委員協議会との連携
 - エ 松本市高齢者クラブ連合会への支援
 - オ その他福祉団体への支援
 - カ 団体事務の効率化の検討

○ ボランティアセンター事業

1 主要取組

(1) ボランティアセンターの基盤・人づくりの推進

ボランティア活動の需給調整を行うとともに、ボランティア養成する講座等の事業を通して、人材の発掘・育成を行い、地域におけるボランティア活動の推進を支援します。

(2) ボランティアの活動支援

ボランティアの情報提供、助成金の交付等を行い、地域のボランティア活動を支援します。また、ボランティア保険の普及及び加入を促進します。

(3) 福祉教育の推進

子どもを対象とした学校教育だけでなく、大人も含めたすべての人を対象に、身近な地域に暮らす、障がいのある人や高齢者を含めた様々な人々と関わり、学ぶことを通して、コミュニケーション力を高め、多様な生き方に触れ、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育む福祉教育を推進します。

(4) 災害ボランティア活動

災害時にボランティア活動を円滑に行うために、災害ボランティア研修を開催しボランティアの育成と事前登録を図ります。

(5) 地区ボランティア部会への支援

地域づくりを進める観点から地域で活動しているボランティア関係者の情報交換や交流を深めるためにボランティア部会の支援を図ります。

2 事業概要

(1) ボランティアコーディネーター機能の充実とコーディネート活動

- ア ボランティア活動希望者に関する相談、活動情報の提供
- イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供
- ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整
- エ 市民活動サポートセンターとの連携
- オ ボランティアコーディネーター研修への参加
- カ 全国ボランティアフォーラム（11月3日～4日 長野県軽井沢）

新 (2) 福祉教育ボランティア育成講座の開催

- ア ボランティア育成講座、研修会の開催
- イ 高齢者疑似体験・車イス体験等を使った福祉教育講座の開催

(3) 調査・研究活動の推進

(4) 啓発・広報・情報提供

- ア 情報誌の発行（社協まつもとにて掲載）
- イ 社協ホームページ・ブログ等で情報発信

(5) 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進

- ア 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成
- イ 連絡会の開催

(6) 災害ボランティアセンター設置運営訓練等の実施〔9月2日(日) 河西部地域〕

- ア 災害ボランティア研修の開催

(7) ボランティア保険の普及及び加入促進

(8) 松本市ボランティア交流集会の開催及びボランティア間の情報交換

(9) 地区ボランティア部会との連携及び支援

(10) 心身障害児（者）ふれあいバスハイクの実施

(11) 結婚推進事業の実施

○ 生活支援事業

1 主要取組

(1) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の低下した相談者が、安心して地域で生活できるように、日常生活自立支援事業を通して権利擁護を推進します。

(2) 生活困窮者自立相談支援事業の推進

ア 生活困窮者自立相談支援事業を受託運営し、生活困窮者への食糧支援や継続的な相談支援・就労支援等を行い、自立を図ります。

イ 家計相談支援事業を受託運営し、相談者の家計状況を「見える化」し、相談者自身の家計管理の意欲を高めることで自立を図ります。

新 ウ 市が取り組む「市民生活総合相談窓口」出張相談会に協力し、地域に潜在する困窮者問題の早期発見を図ります。

(3) 生活福祉資金貸付事業の推進

自立相談支援事業との連携による総合的な相談支援体制を構築し、自立相談支援機関との有効かつ円滑な連携を図ります。

2 事業概要

(1) 日常生活自立支援事業の実施

(2) 生活福祉資金貸付事業の実施

(3) 暮らしの資金貸付事業の実施

(4) 松本市生活就労支援センター（まいさぼ松本）の受託運営

ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の策定、関係機関との連絡調整等）

イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の適切性の協議、計画の共有・評価等）

ウ 家計相談支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を高揚）

エ 市民生活総合相談窓口出張相談会への協力

(5) ふれあい福祉センター（福祉相談）の実施

ア 福祉なんでも相談

イ 福祉法律相談

在宅福祉課

1 主要取組

(1) 平成30年度介護報酬改定への対応

平成30年度の介護報酬改定の方針に合わせ、引き続き医療と介護の切れ目のないサービス提供を目指し、在宅医療と緊密な連携をとれるような事業展開を図ります。また、地域包括ケアシステム構築に向け、受託する3つの地域包括支援センターに職員を1名ずつ増員して機能強化を図り、生活支援コーディネーターによる地区での取組や、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催等、地域の見守り体制と介護予防に努めます。

(2) 地域に根差した活動をより推進するための組織づくり

事業運営をスムーズかつ効率的に行うため平成30年度より、北部ヘルパーステーションを北部地区センターに、また、西部地域包括支援センターを西部地区センターに所管替えを行い、地域に密着した事業所として、きめ細かいサービス提供に努めます。

(3) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定への対応

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定では、障害者の重度化や高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援の充実、整備を主とした改正になっているため、より質の高い事業所に適切な評価を行う報酬の見直しが行われます。開設から4年を迎える相談支援センターにじにおいても、これまで以上に質の高いサービスの提供を心がけるよう努めます。

2 事業概要

(1) 介護保険関連事業

ア 居宅介護支援事業

介護計画書・介護予防計画書の作成、介護支援専門員専門研修等への参加

イ 訪問介護事業

訪問介護計画書、利用者状況報告書等の作成、訪問介護サービスの実施

ウ 訪問入浴介護事業

訪問入浴介護計画書等の作成、訪問入浴介護サービスの実施

(2) 障害者総合支援法関連事業

ア 障がい児・者居宅介護事業

身体介護、重度訪問介護、家事援助、同行援護、移動支援等の実施

イ 指定相談支援事業の推進

サービス等利用計画

書の作成、相談支援専門員研修等への参加

(3) 受託事業

ア 地域包括支援センター3か所の運営、要介護認定調査、在宅入浴の実施

施設障害福祉課

1 主要取組

(1) グループホーム井川城の健全運営

入居者の安心・安全を確保するとともに、独自の親睦事業（誕生日会、クリスマス会等）を行い、利用者が楽しく生きがいを持って暮らせる環境作りに努めるとともに、地域の行事・作業等に参加するなど地域との関わりも大切にしながらグループホームの健全運営に努めます。

(2) 喫茶「C a f e ポリジ」及び障がい者施設の共同店舗の健全運営について

希望の家の利用者を中心とした喫茶事業及び同店内に併設した就労継続支援B型事業所5施設による共同店舗の運営を通じて、施設利用者の就労訓練及び各施設の自主製品の展示販売の場として充実させ、更に地域の方々との関わりを深めながら健全運営に努めます。

(3) 障がい福祉事業の充実について

当課の所管施設である就労継続支援B型事業所4施設（希望の家、岡田希望の家、南ふれあいホーム、北ふれあいホーム）では、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進することを目標とし、通所による就労訓練及び生産活動の機会を提供するとともに、西部地区センター所管の障がい者就労センター・はたを含めた5施設の連携強化に努め、各種事業の増収及びそれに伴う利用者の工賃アップを図ります。

また、心身障害者福祉センター、しいのみ学園についても、障がい福祉事業として将来を見据えた持続可能な事業とするため、他の施設とも連携を図り、安定した事業体制の構築に取り組みます。

2 事業概要

(1) 施設（グループホーム井川城、喫茶「C a f e ポリジ」・共同店舗等）の運営

ア グループホーム入居者の生活をより楽しく豊かなものにするため、余暇活動や季節行事等を充実

イ グループホームのサービス管理責任者及び世話人のスキルアップを図り、入居者の障害特性に応じた適正な支援ができるよう各種研修への参加や、情報交換、事業所内勉強会を積極的に実施

ウ グループホームの地区で開催の行事等に積極的に参加し、地域住民との交流を深める

エ グループホームの入居者が心身ともに健康的な生活を維持できるよう、体調管理や見守りを実施し、必要に応じて近隣の医療機関と連携する

オ 喫茶・共同店舗の健全運営のため、施設連絡会議の定期開催（5施設連携強化）

カ 喫茶の広報（店内コンサート等）、新商品開発（年2回展開）、利用者の技術向上のための支援強化、集客アップの方策を展開（飲食クーポン雑誌への掲載等）

キ 高齢者の生きがいづくりの推進（プラチナセンター）

- ・松本市プラチナ大学、生きがい講座の実施
- ・センターの利用団体の活動支援
- ・福祉入浴の実施

ク 予算の適正執行・管理と経営状況の分析（共通事項）

（2）障がい福祉事業の運営

ア 新規利用者を確保するとともに受託事業を拡大し、事業に携われる利用者を増やすために支援を強化（希望の家）

イ 自主生産製品（ミニ織機による織物コースター、色糸で縫った七色台ふきん、エコクラフトグッズ等）の研究を進め、利用者が興味を持って取組み販売に繋がるものの製品化（希望の家）

ウ 地域行事への参加等による地域住民との交流を通じて障害福祉への理解と地域に根ざした施設運営を実施（岡田希望の家）

エ 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）を進めることで楽しみながら「共に生きる力」を育て、自立した生活力の向上を支援（岡田希望の家）

オ 地区特産の藍を栽培から取組み、藍染めを中心とした草木染め製品の品質向上に努め利用者工賃アップを図る（岡田希望の家）

カ 重度の障がいを持つ利用者に向け、取り組みやすいように難易度の低い作業を増やす（南ふれあいホーム）

キ 障がい者福祉や精神疾患について広く知ってもらうため、研修に参加し知識を深め、機会のある毎に周囲に理解を求めていく（南ふれあいホーム）

ク 職員として、各種研修会、類似施設の視察見学等を実施し、通所者への指導の認識を深め、支援の強化を図る（北ふれあいホーム）

ケ 地域に密着した施設とし、定期的に施設周辺のゴミ拾い等を行い、環境美化に努め周囲に愛される施設にする（北ふれあいホーム）

コ 児童発達支援事業、放課後デイサービス事業の充実を図る（しいのみ学園）

サ 日常生活の訓練事業として在宅重度障がい者等を対象として開設している「やまなみ学級」で訓練、学習、創作活動を行い、仲間との交流を深め、生きがいを高める（心身障害者福祉センター）

シ 心身障害者の高齢者対策として、デフクローバー（豊高齢者の会）事業により社会参加をサポート（心身障害者福祉センター）

ス 外部からの不審者の侵入に対する防犯対策を継続的に強化を図る（共通事項）

（3）総合社会福祉センターの管理運営

ア 指定管理施設の指定継続（平成30年度～32年度の3年間）

イ 大規模設備改修への対応・連携・協力（平成29年度から3年間）

ウ 総合社会福祉センターふれあいまつりの実施

西部地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) 第3期地域福祉活動計画（地区別地域福祉活動計画）の推進

平成28年度に策定された第3期地域福祉活動計画は、5年計画の中間年にあたり「場づくり」「人づくり」「心をはぐくむ」の基本計画に基づいた「地域の担い手づくり」「地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実」「地域で見えづらい課題に気づきあう」重点目標の進捗状況を確認し、西部地区内の地域福祉課題の把握に努め地域福祉の一層の推進を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けられることができる仕組みの「地域包括ケアシステム」や、介護保険制度の中に位置付けられた「新しい総合事業」を推進し、西部地区の地域にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(3) スケールメリットを生かした事業展開

所管する安曇、奈川、梓川、波田の西部地域4地区について、合同防災訓練や福祉と健康のつどい等、それぞれが連携・協働して一体感のある事業に取り組むことにより、西部地域における地域福祉の一層の推進を図ります。

(4) 小地域を大切にした地域づくりの推進

益々の少子高齢化が進む西部地域4地区にあっては、行政が推進する地域包括ケア会議や地区社協と連携しながら、それぞれの地域特性を生かした見守り支援体制の構築を目指し、地域の福祉力を高めるため「地域の福祉は地域の住民自らが担っていく」ことを目的とした事業を展開する等、小地域を単位とした地域福祉の一層の充実を図ります。

(5) 地域福祉課との連携

所管する西部地域4地区はもとより、平成27年度から担当地区に加わった和田、新村、今井、島立の4地区について、地域福祉課と連携しながら当該地区における地域福祉の一層の推進を図ります。

(6) 奈川社会就労センターの運営

奈川社会就労センター及び寄合渡分場は、奈川地区内において働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えた方々に対し、就労または技能習得のために必要な機会を提供するとともに、自主事業（農業）等をとおして地域に開かれた環境づくりに努め、利用者が気軽に相談・利用できる施設運営を行います。

(7) 障がい者就労センター・はたの運営

就労継続支援B型事業所では、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する

ことを目標とし、通所による就労及び生産活動の機会を提供するとともに、乾燥フーズの製造、販売にも取り組み利用者の工賃アップを図るとともに、当会が管理・運営している5施設の連携強化に努めます。

2 事業概要

(1) 地区社協の育成、事業等への連携、協力

- ・事務局として活動を推進、支援
- ・町会別サロン事業（波田、梓川）
- ・見守り安心ネットワーク事業

新・地域福祉課題調査事業

新・西部4地区社協(奈川、安曇、梓川、波田)会長会の開催

(2) 地区ボランティア組織の育成、強化

新・子ども福祉チャレンジ教室（福祉教育、ボランティア育成講座）

- ・ボランティア活動の需給調整（運転ボランティアの活動支援等）
- ・ボランティア相談
- ・ボランティア育成講座
- ・配食ボランティア（奈川）

(3) 地区福祉関係団体の育成

- ・高齢者クラブ
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・日赤奉仕団
- ・身体障害者福祉協会
- ・遺族会 等

新 (4) ワンポイント介護講座の開催

- ・内 容 介護者の心得、認知症等について 全5回講座
- ・期 日 9月～

(5) 西部地区福祉と健康のつどいの開催（西部4地区社協共催）

- ・内 容 交流演奏会及び講演会
- ・期 日 11月10日（土）
- ・会 場 波田文化センターアクトホール

(6) 合同防災訓練の実施（西部4地区社協共催）

- ・内 容 炊き出し訓練、消火器訓練、消防団による消火活動実演及び講演会
- ・期 日 6月下旬
- ・会 場 安曇地区(4地区持回りで実施)

(7) 奈川地区見守り支援ネットワーク事業の推進

- ・内 容 奈川地区において、高齢者が不安と感じている食の問題への取り組みを行ない、併せて住民同士の見守り体制を構築していくため、西部地区センターが主体となり、民生委員、福祉団体、ボランティア、移動販売実施業者との協働による買物支援をとおした見守りのネットワークづくりを行なう。
- ・協 力 奈川地区民生委員・児童委員協議会、日赤奉仕団奈川分団、ボランティア、奥原商店
- ・対象地域 奈川地区全域

(8) 福祉自動車、車椅子貸出事業の実施

(9) 日常生活自立支援事業への協力

(10) 共同募金、日赤事業の推進

(11) 梓川福祉センターの運営

(12) 奈川ふれあいの家・ほのぼの広場の運営

(13) 奈川社会就労センターの運営

(14) 障がい者就労センター・はたの運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 介護報酬収入の確保

ア 居宅介護支援事業

梓川・波田地区に事業所を設置し、西部地区の居宅介護支援事業の拠点として援助が必要な利用者に保健・医療・福祉サービスが受けられるよう地域に密着した事業運営を目指します。

イ 訪問介護事業

梓川地区に事業所を設置し、西部地区の訪問介護事業の拠点として効率的なサービス提供をするための職員配置を構築し地域に密着した事業運営を目指します。

ウ 通所介護事業

安曇・奈川・梓川・波田地区に事業所を設置し、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化することで、新規利用者の確保と利用者拡大に取り組むと共に効率的な職員配置の構築に努め、地域との交流・地域へのPRを推進します。

(2) 職員の資質向上

計画的に研修を実施（個別研修計画を作成し、研修目的の達成状況を適宜評価、改善措置を実施）し、専門職としての資質向上、技能の平準化を図ります。

(3) 地域包括支援センター、医療機関との連携強化

各事業所間の連携はもとより、地域包括支援センターや医療機関等との連携強化を図り新規利用者の受入態勢の強化を図ります。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業所（梓川居宅介護支援事業所・はた居宅介護支援事業所）

- ア 介護計画書・介護予防計画書の作成、及び相談業務
- イ 地域包括支援センター、地区民生児童委員会、松本市立病院との連携
- ウ 年間研修計画に基づく介護支援専門員専門研修等への参加
- エ 認知症サポート事業（キャラバンメイト事業）への参加
- オ 事例検討会議等の開催（月4回）
- カ 特定事業所加算Ⅱの取得（梓川・はた居宅介護支援事業所）

(2) 訪問介護事業所（西部ヘルパーステーション）

- ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成
- イ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症介護、虐待防止等）
- ウ 訪問介護員会議等の開催（月1回）
- エ 実習生、職場体験等の受入
- オ 特定事業所加算Ⅱの取得

(3) 通所介護事業所（安曇デイサービスセンター・奈川デイサービスセンター・梓川デイサービスセンター・波田デイサービスセンター・波田デイきたはらっぱ）

- ア 通所介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
- イ 地域密着型デイサービスセンターの運営（認知症対応型・梓川デイサービスセンター、一般型・波田デイきたはらっぱ）
- ウ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の運営（安曇・奈川・梓川）
- エ 中重度者ケア体制加算及び認知症加算、個別機能訓練加算、サービス提供体制加算の取得（西部5事業所）
- オ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症対応向上、高齢者虐待防止、老人福祉施設職員研修等）
- カ 地域ケア会議等への参加

(4) 障害者総合支援法事業所（西部ヘルパーステーション）

- ア 障がい児・者居宅介護事業
身体介護、重度訪問介護の実施

新 (5) 受託事業（西部地域包括支援センター）

- ア 地域包括支援センターの運営

四賀地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) 住民の生活実態に対応した事業の推進

地域住民の生活課題や要望・意向の把握に努め、解決に向けての取組み、地域の人々の幸せづくりを進めます。

(2) ささえあいの意識づくり

ささえあい事業の充実と協力者の拡大に努め、隣近所の住民同士がささえあい活動の意識づくりに努めていきます。

(3) 身近な居場所づくり

高齢者サロン「ぷくぷくの家」や出前サロン「えんがわ隊」を始めとする、地域の身近な居場所づくりを支援します。

(4) 福祉教育の推進

学校と地域と協同して福祉教育を実践するとともに、つどいの広場や保育園との交流・連携により、子どもと地域の人とのつながりを醸成する取組みを進め、「子どもたちの豊かな成長」と「地域福祉の推進」に努めていきます。

新 (5) 若者、子供と連携した地域づくり

若者、子育て世代、子どもへの支援や連携による地域づくりの取組みを進めます。

新 (6) 健康づくりと自立支援の推進

自分の体は自分で守り、いつまでも元気で自分の力で暮らしていくために、健康意識の向上と健康行動を促し、疾病の予防や健康増進による自立支援への取組みを推進します。

(7) 人材育成

生活課題の解決や、地域づくりのための人づくりに継続して取り組みます。

(8) 地域づくりの推進

介護保険部門と地域福祉部門とが連携を密にし、地区センターがひとつになり、地域事情や利用者状況などの情報を共有し、地域住民、地域づくり協議会等の関係団体と連携して、地域包括ケアシステムへの参画、地域の人たちの「生きがいさがし」や「ふだんの暮らしのしあわせ」を実現させる営みを展開し、地域づくりの推進に努めていきます。

(9) 相談窓口の充実

住民の相談窓口の充実を図り、必要に応じ関係機関等につなげます。

2 事業概要

- (1) 過疎地有償運送事業（補助金事業）
- (2) 高齢者等生活支援事業（受託事業）
- (3) 住民の生活実態調査などによる生活課題、要望、意向の把握
- (4) ささえあい事業（かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊）の充実
- (5) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営
- (6) 町会組織を中心とした「いきいきサロン」の推進拡充
- (7) 「えんがわ隊」の拡大
- (8) 福祉教育の推進

ア 小中学生の地域の人への意識づくり

イ 幼児を通じての「家庭と地域」とのつながりのきっかけづくり

- 新** (9) 生きがい講座の開催
- 新** (10) 健康づくり、自立支援への取組み、啓発、講座開催
(・健診の受診 ・健康行動 ・良い食生活)
- 新** (11) 若者、子どもへの支援、連携による地域づくりの推進（郷土の文化、防災、未来創造）
- (12) ボランティア事業（受給調整、講座開催、情報紙発行、）
- (13) ボランティア組織の拡充
- (14) ボランティア感謝祭の開催 11月11日(日)
- (15) サマーチャレンジボランティアスクールの開催 6月30日(土)・7月1日(日)
- (16) 四賀地区福祉の集いの開催 6月16日(土)
- (17) もしもの時の玉手箱事業の推進
- (18) 四賀地区地域福祉活動計画の実践
- (19) 民生児童委員協議会事務局
- (20) 福祉団体事務局（高齢者クラブ、遺族会、）
- (21) 住民相談窓口の充実
- (22) 災害時等要援護者台帳の見直し
- (23) 赤い羽根共同募金活動
- (24) 日赤奉仕団活動
- (25) 福祉車輛・車椅子貸出
- (26) 器具備品貸出

○ 介護保険関連福祉事業

1 主要取組

(1) 安定的な事業運営の推進

地区センター所管の3事業所において、介護・医療制度改革を見極め、地域住民との交流・連携を強化し、事業サービスの充実及び質の向上、利用者の拡大確保等により、介護報酬の増収を図り、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

(2) 事業所の資質向上

職員研修を重点実施し、職員個々の技能向上と事業所の資質向上を図ります。

(3) 個別事業所の取組み

ア 四賀居宅介護サポートセンター

(ア) 中重度や支援困難ケースへの積極的な対応や技能の高い人材確保により質の高いケアマネジメントの実施

(イ) 地域福祉事業との連携による、新規ケアマネジメントの確保

(ウ) 介護報酬改定への対応

(エ) 地域包括ケアシステムへの参画

(オ) 地域包括支援センターや医療機関、民生児童委員会、行政等多方面との連携によるケアマネジメント事業推進

イ 四賀ヘルパーステーション

(ア) 地域福祉事業との連携や地区外エリアへのサービス拡大による利用者の獲得

(イ) 質の高いサービスの提供

(ウ) 地域包括ケアシステムへの参画

(エ) 介護報酬改定への対応

(オ) 効率的な訪問計画と人員確保

ウ 四賀デイサービスセンター

(ア) 地域福祉事業との連携や地域住民との交流による利用者の確保

(イ) 質の高いサービスの提供

(ウ) 地域包括ケアシステムへの参画

(エ) 介護報酬改定への対応

(オ) 中重度利用者や介護予防利用者の拡大

2 事業概要

(1) 四賀居宅介護サポートセンター

ア 特定事業所加算Ⅱの継続

イ 主任ケアマネージャーの確保

- ウ 総合事業における介護予防ケアマネジメントBの獲得
- エ 研修の参加、実施
- オ 地区別利用者マップの更新
- カ 地域ケア会議への参加
- キ キャラバンメイト事業への参加
- ク 自立支援、重度化防止サービスのプランニング
- ケ 地域福祉事業への参加

(2) 四賀ヘルパーステーション

- ア 近隣市町村の利用者の現状を把握しながら近接地域の新規利用者の獲得
- イ 利用者の意向に合わせた訪問介護計画書の作成、及びサービスの提供
- ウ 研修の参加、実施
- エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携
- オ 地域ケア会議への参加
- カ 特定事業所加算Ⅱの継続
- キ 自立支援や重度化防止サービスのプランニング
- ク 地域福祉事業への参加

(3) 四賀デイサービスセンター

- ア 年間無休営業（365日営業）
- イ 専門職による個別機能訓練の強化
- ウ 中重度加算、サービス提供体制加算Ⅰの継続
- エ 研修の参加、実施
- オ 農園・農場の運営
- カ ボランティア、四賀小、会田中学校との交流
- キ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携
- ク 地域ケア会議への参加
- ケ 通所型サービスAとの連携や利用者の交流
- コ 消防訓練の実施（年2回）
- サ 指定管理者制度に基づいたデイサービスの運営
- シ ユニットケアによる利用満足度の向上
- ス 自立支援、重度化防止サービスのプランニング
- セ 介護報酬制度改定における運動機能向上加算等の新規加算の取得
- ソ 地域福祉事業への参加

(4) 通所型サービスA

- ア 研修への参加
- イ 地域包括支援センター、ケアマネジャーとの連携

北部地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

〔拡〕 (1) 地域福祉活動の推進

平成28年度から所管している東部地区、城東地区、本郷地区の3地区において、住民主体の地域福祉活動の推進・支援を行います。

特に、第三期地域福祉活動計画に基づく取組みや地域包括ケアシステムの構築に向け、地区社協事業が効率的に実施できるよう計画の段階から積極的に関わり、その地区のニーズに合った事業展開の支援を行います。

〔拡〕 (2) 地域福祉課との連携

地域福祉課と連携を取りながら、各地区での取り組み状況の情報を共有するとともに、地域担当の果たすべき役割を踏まえ、共通の認識で事業の推進に取り組みます。

〔拡〕 (3) 相談窓口としての支援

地域の方の困りごとや、取り組みたい事業についての相談を常に受け入れ、専門機関に繋ぐもの、社協が協力や支援できるもの、地域で解決できるものなどをコーディネートし対応します。

2 事業概要

(1) 各地区社協、町会、地区民児協、福祉ひろば等会議・事業参加

〔新〕 (2) 地区別地域福祉計画の検証と見直し

〔拡〕 (3) 各地区社協が行う地域福祉活動の推進・支援

ア 見守り・助け合い意識向上のための場づくり

イ 担い手（ボランティア）の育成

ウ 集いの場（サロン等）の立ち上げ

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けた関係職員との連携強化

（認知症対応型）オレンジカフェ立ち上げの協力

〔拡〕 (5) 地域福祉課との連携による有償ホームヘルプサービス事業の推進

ア 地域ごとのニーズ把握

イ 利用会員及び協力会員を増員するためのPR強化

ウ 地域における支え合いの仕組みづくりへの支援

(6) 北部福祉複合施設（ふくふくらいず）の管理運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 居宅介護支援事業の推進

ア ケアプラン作成、モニタリング、給付管理だけではなく、利用者の生活歴と生活の希望を把握し、その遂行のために他職種との連携・調整、情報共有を行っていきます。

イ 同居、別居に関わらず、介護者の負担軽減のサポートを行います。

☒ ウ 利用者が自分らしい暮らしを最期まで続けていかれるように、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

(2) 通所介護事業の推進

ア 北部デイサービスセンター及び東部デイサービスセンターの2施設では、在宅で介護を必要とする高齢者を対象に、利用者及び家族からのニーズに沿ったサービスの提供に努め、利用者の心の安らぎ、孤独感解消、介護するご家族の負担軽減を図るなど、在宅福祉を推進します。

☒ イ 利用者の自立支援と重度化防止を図るため、機能訓練の充実強化に取り組みます。

ウ 地域及び医療関係機関等との連携強化を図り、それぞれのニーズに対応した新規利用者の受入態勢を整備していきます。

エ 魅力ある施設運営に努め、積極的に利用者の確保に努めるとともに、職員配置の適正化を図りながら安定経営を目指します。

☒ (3) 訪問介護事業の推進

在宅福祉推進のため新たに訪問介護事業を所管し、上記事業とともに一体的な事業展開を行っていきます。

☒ (4) 安全衛生管理活動の推進

総務課と連携を取りながら、介護職場における就労環境の改善及び職員の健康づくりに取り組むとともに、事業所の安全と衛生管理活動を推進します。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業の実施

ア 総合的な福祉事業を展開する本会の特性を活かした質の高いケアマネジメントの提供

イ 介護支援専門員の資質向上のための研修及び事業所内外の情報交換・連携

ウ 医療・介護等の他職種連携及び地域ケア会議等への積極的な参加

エ 介護保険制度改正の情報収集及び実施

(2) 通所介護事業の推進

ア 365日営業の実施

イ ナイトケア事業の実施

☐ ウ 利用者の自立支援と重度化防止の推進

エ 管理栄養士が作成したメニューによる栄養バランスの取れた食事の提供、季節や行事に合わせた食事及びおやつの提供

オ 地域との交流・連携強化と、地域包括ケアシステム構築への積極的な参加

カ 新規導入した筋力強化マシンの使用による個別機能訓練の充実

キ 職員の資質向上のため、年間研修計画に基づく研修会への参加（認知症対応の向上、OJT研修等）

ク 施設内見学会の実施（地域住民、居宅介護支援事業所等）

ケ 介護負担軽減のため年2回の介護者教室の開催と、介護相談の実施

コ 中高生のボランティア及び職場体験の受け入れ実施

サ 信大生及び専門学校生等の実習の受け入れ実施

シ 医療系関係機関等へのPR強化と、増加する医療ニーズへの積極的な対応

ス 地区公民館や地区保健センターとの積極的な交流・講演会等の推進（北部デイサービスセンター）、被災地体験講演、健康指導等

セ 認知症対応型通所介護事業所の専属スタッフによるケア実施のPR強化、稼働率向上（北部デイサービスセンター）

ソ 認知症対応型通所介護事業所の運営推進会議を6ヵ月に1回以上開催（北部デイサービスセンター）

タ 新型の入浴機械導入による安心・安全な入浴（車椅子浴、寝台浴）の提供（北部デイサービスセンター）

チ 地域ボランティア部会との連携強化（東部デイサービスセンター）

ツ レクリエーションの充実（東部デイサービスセンター）

☐ (3) 訪問介護事業の推進

ア 訪問介護計画書に基づくサービスの提供

イ 各種研修への参加

ウ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携

エ 地域ケア会議への参加

オ 特定事業所加算Ⅱの取得

☐ (4) 総務課との連携による安全衛生管理活動の推進

ア 北部地区センター衛生委員会の設置及び毎月開催

イ 自衛消防訓練の実施（北部福祉複合施設と合同で年2回）

成年後見支援センター

1 主要取組

(1) 法人後見の推進

法人で後見人等を受任する必要がある事案を精査したうえで受任することで、成年後見制度の利用が必要な住民が安心して生活できるように適切に法人後見を推進します。

(2) 市民後見人の養成

市民後見人養成講座修了者が登録する市民後見人材バンクの登録者にフォローアップ研修や実務実習を行うことで市民後見人として活動できる人材を養成します。

また、家庭裁判所から後見人等に選任された市民後見人が安心して適切に後見活動を行えるように、継続した支援を行います。

(3) 成年後見支援センターかけはしのあり方検討委員会の運営

今年度も引き続き、成年後見支援センターのあり方検討委員会を設置し、成年後見支援センターかけはしが行う法人後見の受任件数の増加や、相談内容の複雑多様化、成年後見制度の利用の促進に関する法律への対応などに対する、より具体的な方針について検討するものです。

2 事業概要

(1) 成年後見制度に関する相談の実施

ア 職員（社会福祉士）による相談 平日午前8時30分～午後5時15分

イ 弁護士、司法書士による専門相談

(ア) 日時 毎週火曜日（祝祭日除く）午後1時～午後4時

(イ) 方法 弁護士、司法書士が交互に担当

(ウ) 場所 成年後見支援センター事務所

(エ) 必要に応じて参加市村での相談日も設ける。

ウ 出張講演・相談会の開催

各市村において弁護士・司法書士の講演、相談会を実施

(2) 研修会・学習会への職員派遣

行政・団体等の依頼による研修会、学習会 随時

(3) 成年後見人等のつどいの開催 年1回（3月）

(4) 法人後見の受任

(5) 法人後見支援員研修（年1回以上）

(6) 運営委員会、小委員会の開催

ア 運営委員会 3回（4月、9月、2月）

イ 小委員会 月1回程度

(7) 成年後見支援センターかけはしのあり方検討委員会の運営 随時

(8) 対人援助技術研修 年1回

(9) 市民後見人の養成

ア 市民後見推進委員会の開催（月1回程度）

イ 市民後見人材バンク登録者に対する実務実習

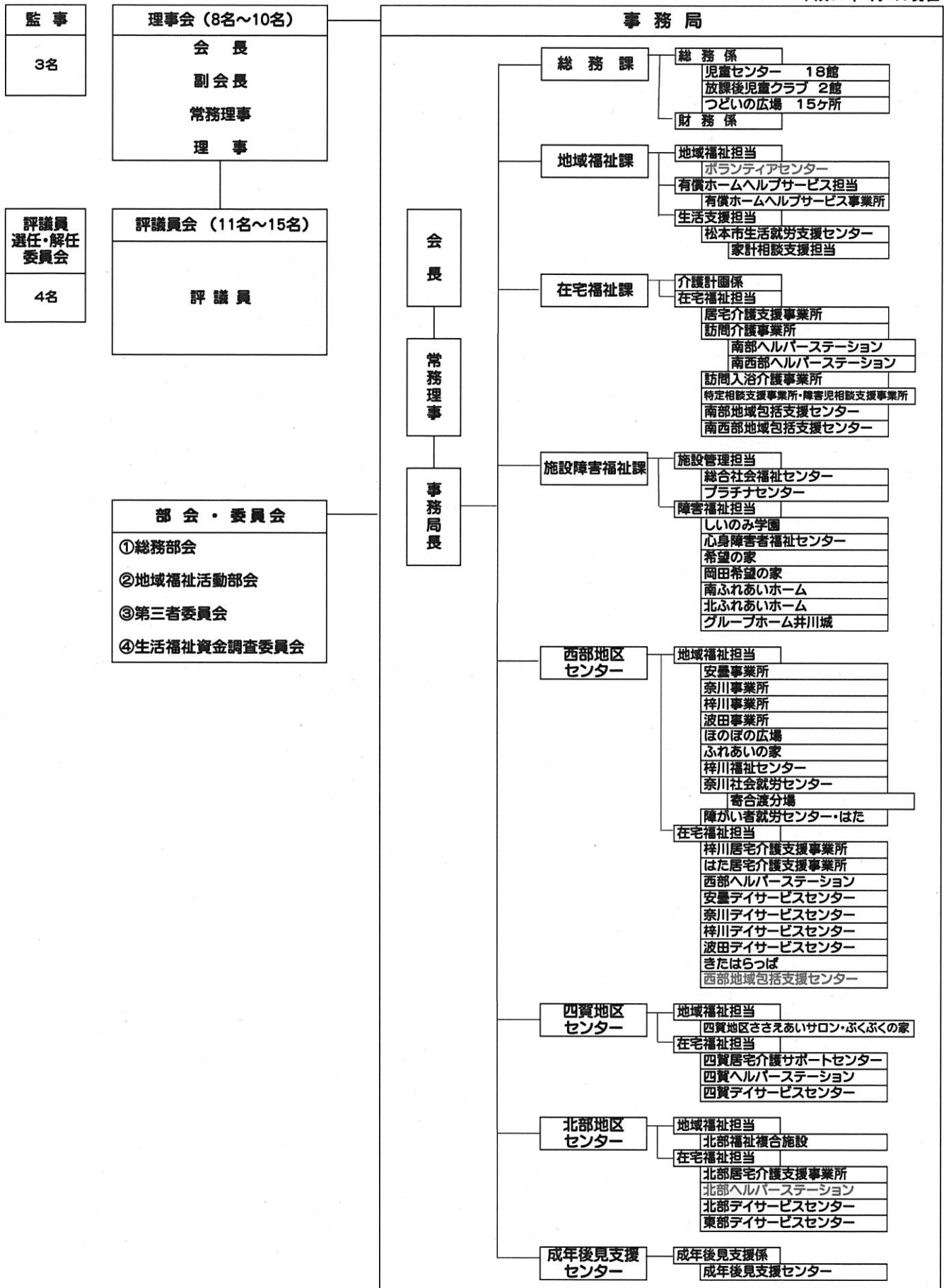
ウ 市民後見人材バンク登録者に対するフォローアップ研修（年3回程度）

エ 市民後見人への助言・支援

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会組織図

別紙

平成30年4月1日現在



松本市社会福祉協議会支会 (35地区社協)

第一	第二	第三	東部	中央	城北	安原	城東	白板	田川	庄内	鎌田	松南	島内	中山	島立	新村	和田	神林	笹賀	芳川	寿	寿台	岡田	入山辺	里山辺	今井	内田	本郷	松原	四賀	安曇	奈川	梓川	波田
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

松本市社会福祉協議会分会 (489分会社協)

19	18	12	14	16	15	11	12	14	12	15	17	9	20	6	10	14	10	7	14	8	12	8	7	13	16	15	9	26	7	27	7	14	28	27
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	---	----	----	----	---	----	---	----	---	---	----	----	----	---	----	---	----	---	----	----	----